

農業用河川工作物等応急対策事業	事業主体	県 市町村等	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村防災対策室 防災対策班

趣 旨

農業用河川工作物の構造が不適當若しくは不十分であるもの又は耐震補強対策の必要がある農業用道路横断工作物（道路を横断する水管橋，水路橋及び農道橋等をいう。）について整備補強等の改善措置を講じ，洪水，高潮及び地震等による災害を未然防止を図るため，農業用河川工作物応急対策等事業を実施する。

事業の内容

1 農業用河川工作物応急対策事業

農業用河川工作物（頭首工，水門，樋門，樋管，橋梁等）の整備補強，撤去又は撤去に伴う整備

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

農業用道路横断工作物の耐震補強整備

採 択 要 件

1 農業用河川工作物応急対策事業

大規模：総事業費がおおむね1億円以上，事業実施主体は県に限る

小規模：総事業費がおおむね800万円以上

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

総事業費がおおむね800万円以上

事業主体

県，市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	河川応対 大規模	55	37	8	-	総事業費 1億円以上
県 営 団体営	河川応対 小規模	50	42	8	-	総事業費
		<55>	<42>	<3>	<->	5,000万円以上
		50	32	18	-	総事業費
		<55>	<32>	<13>	<->	800万円以上

※ < > は中山間地域